

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本店（現在は、B株式会社本店）における資格取得日に係る記録を昭和22年7月31日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月31日から同年8月11日まで

A株式会社C工場から同社D工場（適用事業所名称は、A株式会社本店）に転勤となった期間に空白ができるはずが無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「職員カード」、並びにB株式会社（A株式会社の事業を承継）から提出された社内システムの「職歴情報概要」及びE健康保険組合のA株式会社C工場における申立人に係る被保険者名簿より、申立人が同社D工場において継続して勤務し（A株式会社C工場から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を同社本店において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の「職員カード」には、昭和22年6月1日付けでA株式会社C工場から同社D工場への異動となっているものの、前述の同社C工場の被保険者名簿において、申立人に係る資格喪失日（昭和22年7月31日）の備考欄に「転勤」の記載が確認できることから、同社D工場における資格取得日を同年7月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本店における昭和22年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社では、申立人の申立期間に係る保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案514

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を昭和41年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から42年9月までは4万2,000円、同年10月から44年3月までは4万5,000円、同年4月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から45年3月までは6万円、同年4月から46年9月までは7万2,000円、同年10月から47年9月までは8万円、同年10月から48年3月までは8万6,000円、同年4月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から49年3月までは10万4,000円、同年4月から同年8月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から49年9月1日まで

ねんきん定期便の「標準報酬月額・標準賞与額の月別状況」に記載されている昭和41年3月から49年8月までの厚生年金保険の標準報酬月額は3万円となっているが、A株式会社が社会保険事務所（当時）に提出している健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同変更届の写しに記載されている標準報酬月額と相違している。当該届出書には社会保険事務所の確認印が押されているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間における標準報酬月額は、3万円と記録されている。

しかしながら、A株式会社から提出のあった申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同変更届の写しには、社会保険事務所の確認印が押されていることが確認できるところ、当該届出書に記載されている標準報酬月額はオンライン記録の申立期間に係る標準報酬月額と相違している上、当該届出書に記載されている申立人以外の厚生年金保険被保

険者の標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが確認できることから、社会保険事務所において申立人に係る標準報酬月額の記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、同変更届及び当該届出書に記載のある同僚の標準報酬月額の改定記録から、昭和41年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から42年9月までは4万2,000円、同年10月から44年3月までは4万5,000円、同年4月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から45年3月までは6万円、同年4月から46年9月までは7万2,000円、同年10月から47年9月までは8万円、同年10月から48年3月までは8万6,000円、同年4月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から49年3月までは10万4,000円、同年4月から同年8月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から 53 年 7 月 1 日まで

株式会社Aで工事の仕事をしていた。B株式会社の下請工事が多かったことを覚えている。背中を痛めて辞めた後、2か月半ほど自宅療養して次の職場に就職した。当時は資格を持っており、同僚と同じ仕事をしていたのに、自分だけ厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかないのに、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社Aにおいて勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が株式会社Aを退職した後に就職した事業所から提供のあった申立人の履歴書に記載されている職歴は、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録とは相違していることから、当該履歴書の記載内容が正しいものとは言い難く、このほか申立人の勤務期間を記憶している同僚等が見当たらないことから、申立人の勤務期間について特定することはできない。

また、申立期間当時の取締役の一人は、「本採用した人は、厚生年金保険等に加入させていた。採用は社長の判断だったが、欠勤が多い場合等、勤務成績によっては本採用としないこともあったので、申立人は、アルバイトとして働いてもらっていたのかもしれない。」と証言しており、複数の同僚は、「申立人は、見習いだったと記憶している。」、「アルバイトだったのかもしれない。」と回答している。

さらに、株式会社Aは既に適用事業所ではなくなっており、元事業主からは人事記録や給与台帳等の書類は残っていないとの回答を得ている上、当時の事業主や同僚からも具体的な証言等を得られないことから、申立人の申立

期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から27年1月29日まで
② 昭和27年10月30日から28年10月1日まで

A株式会社B事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和27年1月29日、資格喪失日は、同年10月30日となっているが、当時は豪雪地帯の山中に居住しており冬に引っ越しはできないため前年の夏頃から働いていたはずである。

また、長男が昭和28年*月に誕生しており、同年9月頃までは勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和26年7月1日からA株式会社B事業所で勤務していた旨主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、C株式会社において、昭和20年5月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年10月13日に資格を喪失していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号「*」は、27年3月12日に払い出されており、同払出簿に記載されているA株式会社B事業所における資格取得日は国（厚生労働省）の記録と一致している。

また、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚6人のうち、回答のあった3人は申立人を覚えていない上、この6人とは別に申立人と同日（昭和27年1月29日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が11人確認できるが、いずれも死亡等により回答を得ることはできなかった。

さらに、前述の3人のうち2人は入社時期を記憶しており、このうち1人は、A株式会社B事業所で昭和26年6月から勤務していたと回答しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年10月19日となっており、別の1人も、同年10月から勤務したと回答しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日

は同年12月31日となっていることから、同事業所では入社から数か月経過した後、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる上、この2人からは資格取得日より前の期間に給与から厚生年金保険料を控除された旨の証言は無い。

加えて、A株式会社B事業所は既に適用事業所ではなくなっているため、申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

申立期間②について、申立人は昭和28年9月頃までA株式会社B事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、適用事業所名簿によりA株式会社B事業所は昭和27年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、前述のとおり、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚6人のうち、回答のあった3人は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、前述の3人のうち2人は、A株式会社B事業所を退職した日は、それぞれ昭和28年4月、及び29年5月であったと回答しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、2人とも同事業所が適用事業所ではなくなった27年10月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、適用事業所ではなくなった後の厚生年金保険料控除について具体的な記憶は無く、当時の資料等も保管していない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、A事業所（現在は、B事業所）では臨時職員として昭和 38 年 11 月 6 日から 39 年 3 月 31 日まで勤務していたので、同年 4 月 1 日が正しい厚生年金保険被保険者資格喪失日となるはずである。

申立期間②について、C株式会社では正社員として昭和 39 年 7 月 26 日から 47 年 12 月 31 日まで勤務していたので、48 年 1 月 1 日が正しい厚生年金保険被保険者資格喪失日となるはずである。

両申立期間について月末まで働いていたので、翌月 1 日が資格喪失日となると、事業所が誤って届け出たものと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 39 年 3 月 31 日までA事業所に勤務していたので、同年 4 月 1 日が厚生年金保険被保険者資格喪失日である旨主張している。

しかしながら、B事業所は当時の資料は保管していないと回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態について、確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 39 年 3 月 31 日となっている者が申立人を含め 3 人確認でき、このうち臨時職員であった同僚は、「私はD係として勤務しており、申立人は同じフロアの別の部署で働いていた。厚生年金保険料の控除に関することについては分からないが、申立人ともう一人の同僚と 3 人一緒に送別会をしてもらったことを覚えているので、退職日は同じだと思う。」と証言しているところ、当該同僚から送別会を一緒にしてもらったとして名前の挙がった別の同僚についても、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 3 月

31日となっている。

申立期間②について、申立人は昭和47年12月31日までC株式会社に勤務していたので、48年1月1日が厚生年金保険被保険者資格喪失日である旨主張している。

しかしながら、申立人のC株式会社に係る雇用保険の加入記録によれば、昭和47年12月30日離職となっていることが確認できる上、同社から提出のあった労働者名簿及び退職者の名簿においても、申立人の退職日は同年12月30日と記載されていることが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日の記録と一致している。

また、申立人のC株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和47年12月31日）は日曜日であるところ、同社の人事担当者は、「退職日は本人から提出される退職願により決定しており、末日が日曜日の場合でも退職願に30日と記入されていた場合には、厚生年金保険被保険者資格喪失日は31日になる。」と回答している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に照会したものの、証言を得られないことから、申立人の両申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。